

**「宮崎市建築物耐震改修促進計画 改訂版（案）」に対し意見表明****～安心して住み続けられるよう被災住宅の早期に復興・復旧に関し意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部宮崎損保会（会長：米本 真也 損害保険ジャパン(株)宮崎支店長）では、2022年12月19日付で公表された「宮崎市建築物耐震改修促進計画 改訂版（案）」の意見募集に対し、2023年1月24日付で意見表明を行いました。

当該計画の改訂は、国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正（2021年12月）を踏まえつつ、ポストコロナへの対応においても住宅や建築物の耐震化および、ブロック塀等の倒壊被害防止は、人々の生活基盤を守るための基本的な事項であることから、今後も引き続き「安全で安心できる地震に強いまちづくり」を目指すために実施するものです。

宮崎損保会では、住宅の耐震化目標設定に関し、耐震化施策への積極的な姿勢に敬意を表するとともに、被災したとしても安心して住み続けることができるように、被災住宅を早期に復興・復旧する施策に関し検討するよう、次の意見表明をしております。

**《主な意見内容》****P11～12 2耐震化の現状と目標設定（3）計画改訂に伴う現状と目標設定について ①住宅**

非常に高い確率で発生が危惧されている南海トラフ地震においては、本計画6頁でも指摘のとおり、本市全域において震度6弱以上の揺れが想定され、最も揺れが激しい震度7の地域は、市域の4%を占めることを考えると、住宅の耐震化は市民の生命・身体および財産を守るために、最も重要かつ優先すべき施策の一つと考えます。

その中で、平成30年3月改定時計画で策定した、住宅耐震化率目標90%（令和3年度末）を大きく上回る92.0%を達成された、本市および関係者のご尽力につき敬服いたします。

今回、住宅の耐震化目標「令和9年度末までに木造戸建の耐震化率を95%、住宅の耐震化率をおおむね解消する」についても、国の基本方針（住宅の耐震化率を令和12年までにおおむね解消）よりも早期であること、住宅全体目標だけでなく、内数である木造戸建にも目標を設定していることにつき、市の耐震化施策への積極的な姿勢を感じるところであり、賛同いたします。

なお、木造戸建の優先度が高いとは存じますが、11頁の表2-8「住宅の耐震化の現状と耐震化の目標」を見ると、耐震化率が最も低くなっている木造共同住宅に関しても個別目標を設定できないか、ご検討をお願いします。

**P22 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項**

住宅の耐震化は、震度6強～震度7の大規模地震でも建物が「倒壊」しない程度の強度を有することとなりますが、住宅の「損壊」は多数発生することが想定されます。また、本計画と同時期にパブリックコメントされている「宮崎市立地適正化計画」においては、津波浸水域の建物の損壊を前提としながら、最も重要な市民等の生命を守る防災まちづくりを志向されると思慮いたします。

21頁「4. 地域との連携」に記載のとおり、地震防災対策の基本は、本計画の主体である公助だけでなく、「自助」・「共助」であると考えます。

自助・共助・公助は、地震前・地震発災時はもちろん、その後の復興・復旧時にも、同様に必須と考えており、本市民が被災したとしても、安心して住み続けられるように、被災住宅を早期に復興・復旧する施策もご検討をお願いします。